

「国民保護に関する狭山市計画」変更の概要

1 変更の理由

武力攻撃や大規模テロ等に対し避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の「国民の保護に関する基本指針」と県の「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき変更するもの。

2 主な変更内容

(1) 国の「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴うもの

① 外国人への国民保護措置

日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることを明記する。

② 武力攻撃等の態様と留意点

武力攻撃事態を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」に、緊急対処事態を「攻撃対象施設等」や「攻撃手段」によりそれぞれ分類し、各項目の特徴と留意点について記述するため、「武力攻撃等の態様と留意点」の項目を新設する。

③ 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める旨を追加する。

④ 情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める旨を追加する。

⑤ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加する。

(2) その他

人口等のデータや部署名の時点修正等を行う。